



平成 20 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 鉄 建 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 橋 口 誠 之
(コード番号 1815 東証第 1 部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 部 長 柳 下 哲
(Tel 03-3221-2152)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、平成 10 年 5 月に財団法人東京都新都市建設公社が発注した特定土木工事に関して、公正取引委員会から審決を受けたことに伴い、本日、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、国土交通省から下記の営業停止処分を受けました。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、引き続きコンプライアンス体制の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

東京都の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期 間

平成 20 年 10 月 24 日から平成 20 年 11 月 7 日までの 15 日間

3. 業績に与える影響

今回の処分による平成 21 年 3 月期の業績への影響につきましては、現時点においては不明であります。なお、適時開示規則による開示基準に相当する場合は速やかに開示いたします。

以上